

荒尾市国土強靱化地域計画の概要

1. 計画の概要

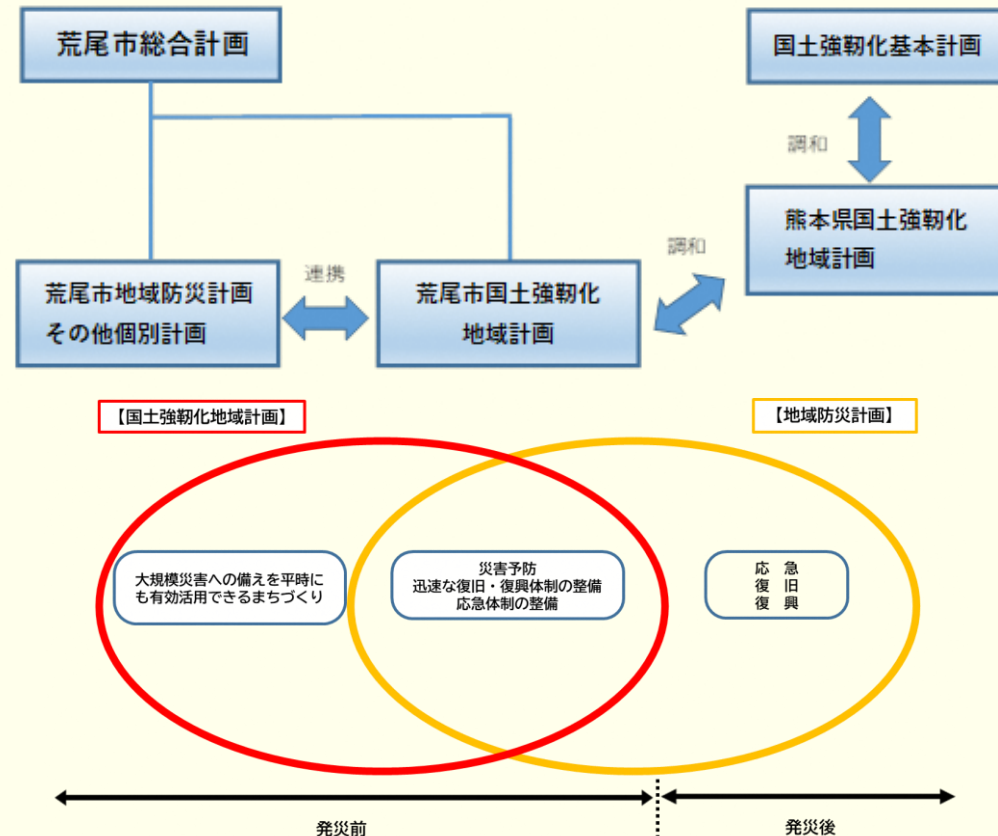
(1) 計画の趣旨

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、基本法という。）が、平成25年12月に公布・施行され、翌年6月に、国は「国土強靱化基本計画」を策定しました。本市においても、大規模な災害がどこで発生してもおかしくないとの認識の下、市民の生命及び財産を守ることを第一義に、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心なまちづくりを着実に推進するため、「荒尾市国土強靱化地域計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化の指針として策定するものであり、計画策定にあたっては、第6次荒尾市総合計画を最上位計画とし、荒尾市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分と整合性を持つ計画として位置づけるものとします。

【イメージ図】



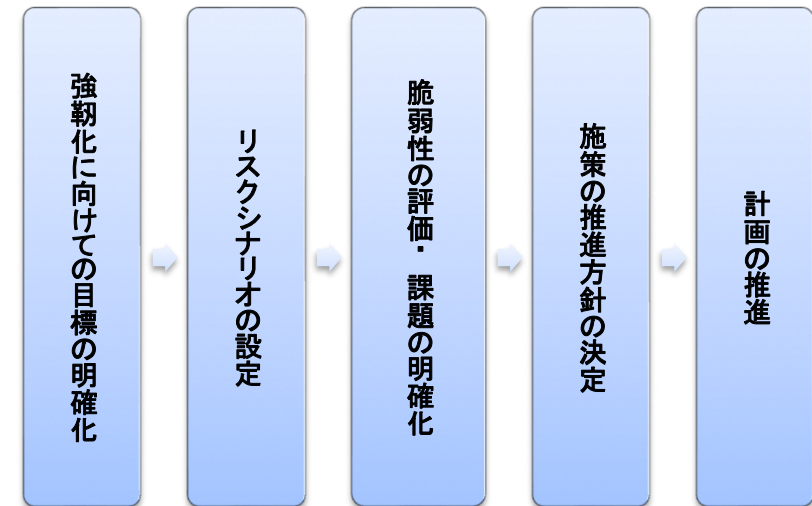
(3) 計画期間

第6次荒尾市総合計画との調和整合を図る観点から、令和7年度までとします。ただし、国基本計画等との調和を図る必要があることから、必要に応じ見直しを行うものとします。

(4) 対象となる災害

本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、市内全域に甚大な被害をもたらす地震・津波や集中豪雨・台風など大規模自然災害を対象とします。

2. 計画の構成



3. 基本目標

国基本計画や県地域計画に掲げられている基本目標との調和を図りつつ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階を見据え、防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりを進める必要があることから、次の6つの基本目標を設定しました。

- (1) 市民の生命を守ること
- (2) 市民及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- (4) 被災された方々の痛みを最小化すること
- (5) 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること
- (6) 有明圏域の主要な拠点として機能すること

4. 事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、より具体的に、以下の8つの事前に備えるべき目標を設定しました。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

5. 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」および分野別施策の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		分野別施策(主なものを抜粋)
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●住宅の耐震化 ●家庭・事業所における地震対策
		1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	●公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止 ●医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止
		1-3	津波・高潮等による多数の死傷者の発生	●海岸保全施設の整備等 ●避難勧告等の適切な発令
		1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●浸水被害の防止に向けた河川整備等 ●事前予測が可能な災害への対応
		1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり脆弱性が高まる事態	●山地・土砂災害対策の推進
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達 ●要支援者対策の推進
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●家庭や事業所における備蓄の促進 ●医薬品・医療機器等の確保対策
		2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺	●指定避難所等の見直し ●避難所運営体制の構築
		2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	●孤立集落に対する県等と連携した取組み ●自主防災組織の活動の強化
		2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺	●消防団施設の耐震性の強化 ●自衛隊、警察、消防、海保等応援部隊の受入体制の整備
		2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	●活動に必要な燃料等の供給 ●災害対応のため病院等医療機関の設備等の整備
		2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	●災害時の帰宅困難者の支援体制の整備 ●公共交通機関に係る情報体制の整備
		2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	●医療施設の耐震化等 ●災害時の医療体制の整備
		2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	●感染症の発生・まん延防止 ●避難所等の保健衛生・健康対策
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●庁舎等防災拠点等の耐震性の強化 ●業務継続可能な体制の整備 ●防災訓練の実施
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	●通信手段の機能強化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態	●防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	●金融機関や商工団体等との連携 ●物資輸送ルートの確保に向けた道路整備
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	●エネルギー供給に向けた道路整備
		5-3	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下	●農地・農業用施設の保全 ●災害時の集出荷体制の構築 ●漁港の防災対策
		5-4	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	●交通ネットワークの確保に向けた道路整備
		5-5	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	●事業者におけるBCP策定促進
		5-6	食料等の安定供給の停滞	●民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備 ●プッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力共有ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	●庁舎等防災拠点への電力の早期復旧に向けた連携強化 ●庁舎等防災拠点への再エネ設備等の導入
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	●水道施設の耐震化等 ●生活用水の確保
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	●下水道施設の耐震化等 ●浄化槽の整備等
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	●公共交通機関に係る情報体制の整備 ●従業員等の一斉帰宅抑制等の促進
		6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶	●応急給水体制の整備
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	●住宅密集地における火災の拡大防止 ●消防団の災害対処能力の強化
		7-2	沿線・沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	●沿道建築物の耐震化、通行空間の確保 ●被災建築物等の迅速な把握
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●農業用ため池等の維持管理・更新 ●道路防災施設の維持管理・更新
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出	●有害物質の流失対策等 ●NBC災害における対応体制の整備
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●農業生産基盤の整備及び保全管理 ●中山間地域の振興
		7-6	火山噴火(降灰)による地域社会への甚大な影響	●災害対応業務の標準化・共有化 ●農業施設の耐候性等の強化 ●降灰対策の推進
		7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	●正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●災害廃棄物処理体制等の構築
		8-2	復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、ボランティア等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●道路等の復旧・復興を担う人材の確保 ●災害ボランティアとの連携
		8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	●罹災証明書の速やかな発行 ●応急仮設住宅の迅速な提供 ●地籍調査の実施
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●地域における共助の推進 ●自主防犯・防災組織等のコミュニティカの強化
		8-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●迅速な復旧・復興に向けた道路整備 ●災害時の交通安全対策
		8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●浸水対策、流域減災対策